

日本郵便株式会社的事業計画の概要

日本郵便株式会社
令和8年4月14日

事業計画の法的位置付け

- 日本郵便株式会社の事業計画は、日本郵便株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度開始までに策定し、総務大臣に認可申請
(令和8事業年度事業計画は、令和8年3月30日 認可・公表)
- 事業計画の認可申請の際には、資金計画書及び収支予算書を添付
(日本郵便株式会社法施行規則第10条)

【参考：関係法令】

- 日本郵便株式会社法（抄）（平成十七年十月二十一日法律第百号）
(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 日本郵便株式会社法施行規則（抄）（平成十九年三月二十六日総務省令第三十七号）
(事業計画の認可の申請)

第十条 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出して申請しなければならない。

2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

一 業務運営の基本方針（法第五条に規定する責務の履行に係るものを含む。）

二 法第四条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画

三 法第六条第二項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

四 その他事業の運営に関する事項

3 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

令和8事業年度 事業計画の概要 ー ①事業計画の構成

はじめに

- ・・・事業計画の前提を記載

第1 業務運営の基本方針

- ・・・令和8年度の業務運営の方針や取組を記載

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

- ・・・法の定める各業務ごとに概要を記載

第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

- ・・・郵便局等の設置等に関する方針を記載

第4 その他事業の運営に関する事項

- ・・・上記以外の事業運営に関する事項（東日本大震災、令和6年能登半島地震等復興支援、災害等の緊急事態への対応、国際的な協調・連携）を記載

令和8事業年度 事業計画の概要 ー ②主な記載事項

はじめに

- 郵便局ネットワークの水準を維持し、公益性・地域性を十分発揮するとともに、郵便局のサービスを更に便利なものにする事で、郵便局ネットワークの価値を向上させる。
- 令和8年5月に予定している日本郵政グループの中期経営計画の公表に向けて、具体的な取組内容や利益目標等の精緻化を進める。
- グループの最大の強みである郵便局ネットワークにより、グループ内で一体的なサービスを提供するとともに、グループ外の多様な企業等と連携を行うことにより、お客さまの安全・安心、快適、豊かな生活・人生を支える。

第1 業務運営の基本方針

- 点呼業務不備事案や非公開金融情報の不適切な利用事案を受けた再発防止策を継続するほか、今一度、経営理念の原点に立ち返り、お客さまに信頼・安心の回復に全力を尽くす。
- 郵便物数の減少や荷物分野における競合他社との激しい競争、送金決済件数や保有保険契約件数の減少、コストの増加等の厳しい経営環境下、令和8事業年度は当期純損失を計上する見込み。
- 次期中期経営計画期間の最終年度である令和10事業年度までに営業利益及び当期純利益を黒字化させるべく、徹底的なコスト削減と収益拡大に取り組むほか、令和10事業年度までの3年間の収支改善計画を定め、令和8年5月末までに総務省へ報告し、当該計画を着実に実施する。
- 抜本的な事業構造の再構築の先駆けとして、本社要員のスリム化を図るとともに、本社組織の一部移転（本社社屋の一部移転）を実施する。
- 郵便・物流事業においては、利用ニーズの喚起や利便性向上による郵便物の利用拡大に向けた取組を強化し、郵便物数の減少を可能な限り食い止める。また、国際物流・国内物流の全てを一体で運営できる総合物流企業への転換を図るほか、ラストワンマイル機能の強化・効率化を進める。
- 郵便局窓口事業においては、窓口営業時間の弾力化による柔軟な運営体制の構築を進めるほか、リモート技術を活用しながら、機能型の郵便局ネットワークの構築にも取り組む。あわせて、地方公共団体受託事務に加え、地域ニーズに応じた買い物支援や医療などのサービスを拡大する等の取組を進める。

令和8事業年度 事業計画の概要 ー ②主な記載事項

第1 業務運営の基本方針

1 人的資本経営

- 社員一人ひとりに合わせた人材育成に向けて取り組むほか、新たな人事給与制度の構築を進める。
また、ダイバーシティの取組、ハラスメントの根絶、健康経営を推進する。
- 「社長メッセージ」の発信、本社・支社とフロントライン間の意見交換の充実、社員の声を経営に活かす制度の運営、全社員参画型ミーティングを通じ、社内コミュニケーションを充実させる。

2 ESG経営

- EV車両の拡大やLED照明への切替え、再配達削減等、カーボンニュートラルに向けた取組等を推進する。
- 地方公共団体受託業務や買い物支援等、地域やお客さまニーズに応じた多種多様な商品・サービスを展開する。
- 点呼業務不備事案や非公開金融情報の不適切な利用事案等に係る再発防止策を徹底し、法令等の遵守を大前提とした営業活動を推進するほか、社員による不正等の不祥事の防止、お客さま保護等の取組を継続・確実に実施するなど、ガバナンス強化に取り組む。

令和8事業年度 事業計画の概要 ー ②主な記載事項

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

1 郵便の業務

- 利用ニーズの喚起や利便性向上による郵便物の利用拡大に向けた取組を強化し、郵便物数の減少を可能な限り食い止める。
- 年賀郵便物について、新たな魅力的な商材の投入やデジタル関連サービスの展開等により、利用拡大に向けた取組を強化する。
- 郵便物の利用拡大や業務効率化等を進めるとともに、情報通信審議会における答申を踏まえた議論の状況を注視し、必要な対応を実施する。

2 国内物流業務

- 確実に点呼を行うとともに、必要な手段を適切に講じ、物流サービスを確実かつ不断に提供する。
- 収益拡大に向け、大手EC事業者との協業の加速や法人営業体制の強化、輸入越境EC荷物の獲得に向けた商品開発等を進める。
- 総合物流企業への転換に向け、トナミホールディングス株式会社やロジスティード株式会社等との間で、車両及び拠点の相互利活用やお客さまに対する一体的なサービスの提案など、更なる付加価値の向上に取り組む。
- ラストワンマイル機能の強化・効率化に向け、差出・受取利便性の向上、郵便・物流ネットワークの再編、要員配置の最適化や集配業務の効率化、輸送DXによるオペレーションの効率化等を通じたコスト削減を推進する。
- 協力会社とのパートナーシップ構築に向けた価格転嫁・取引適正化の取組を継続するほか、フリーランスとの取引について、フリーランス法に違反しないよう取り組む。

令和8事業年度 事業計画の概要 ー ②主な記載事項

第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

3 銀行窓口業務等 保険窓口業務等

- 非公開金融情報の不適切な利用事案及び一時払終身保険等の販売に係る認可取得前勧誘事案の再発防止策を継続する。
- 「お客さま本位の営業活動」を徹底し、お客さまのニーズに沿ったご提案と丁寧なアフターフォローを行うお客さま本位のコンサルティング営業に取り組むほか、人材育成・支援の体制を強化する。
- AI等を活用した業務支援や業務のデジタル化・自動化により、付加価値の高い業務に集中できる環境を整備する。

4 地方公共団体からの受託事務等

- 様々な地方公共団体事務の受託、デジタル支援等の時代の流れに対応した事務の受託、郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書関連事務等の受託を推進する。

5 不動産業務等

6 国際物流業務

7 その他地域住民の利便の増進に資する業務等

第3 日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の対象となる郵便局及び会社の営業所の設置及び廃止に関する基本的な計画

- 郵便局等の設置、新設、廃止等に関する方針を記載。

第4 その他事業の運営に関する事項

- 東日本大震災、令和6年能登半島地震等からの復興支援、災害等の緊急事態への対応、国際的な協調・連携に関する方針を記載。

令和8事業年度 事業計画 収支予算書

単位:億円

科 目	令和8事業年度 事業計画	(参考)令和7事業年度 事業計画	(参考)増減
営業収益	27,630	29,061	▲1,431
郵便業務収益	12,435	13,159	▲724
印紙受託業務収益	253	262	▲9
銀行及び保険受託手数料	3,735	3,952	▲217
交付金	3,334	3,207	+127
その他営業収益	7,873	8,482	▲609
営業費用	28,652	28,686	△34
人件費	19,543	19,493	+50
経費	9,109	9,193	△84
物件費	7,424	7,505	△82
その他経費	1,685	1,688	△3
営業利益	▲ 1,022	375	▲1,397
経常利益	▲ 921	450	▲1,371
特別利益	120	96	+24
特別損失	37	58	△21
税引前当期純利益	▲ 837	488	▲1,325
法人税、住民税及び事業税	38	38	0
当期純利益	▲ 876	450	▲1,325

(注) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

【参考】認可要請事項

- 1 将来にわたる事業の持続性確保に向け、実効性のある令和10年度までの収支改善計画を作成するとともに、当該計画を着実に実施し、その状況を四半期毎に報告すること。
- 2 郵便局ネットワークを維持し、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスをあまねく全国において公平に利用できることを確保すること。また、リアルな拠点を通じて公共の福祉に貢献するため、郵便局の公的な役割を拡大すること。
- 3 利用者利便の一層の向上と持続的な収益の改善に向け、地方公共団体との連携拡大や地域のニーズに応じたサービスの提供、保有データの活用を通じた多様なサービスの実現等、利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供に取り組むとともに、集配拠点の再編等と連動した保有不動産の活用に取り組むこと。
- 4 業務全般の生産性の向上に向け、AI等の最新のデジタル技術を積極的に導入し、事業全体のDXを強力に進めること。
- 5 価格転嫁・取引適正化が社会全体で進められる中、委託先事業者との協議・相談に積極的に応じつつ、郵便・物流に限らずあらゆる取引の改善に取り組み、適正な条件での契約により業務を実施すること。

【参考】認可要請事項

- 6 点呼業務の実施不備の事案等の不祥事の発生が続いていることを踏まえ、グループ各社と連携した再発防止策の着実な実施等により、コンプライアンスの徹底を図り、国民及び利用者の信頼の確保に努めること。
- 7 全国に拠点を持つ公的な役割が期待される企業として、災害時等緊急時における事業継続の確保を図るとともに、持続的な成長と企業価値向上のため、ダイバーシティや環境問題への取組を進めること。
- 8 国際郵便における輸送力の安定的な確保や税関当局との連携の維持・強化等を通じて、国際郵便の安定的かつ円滑な提供に向けて取り組むこと。